

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（1～5ページ）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

早稲田大学が江沢民中華人民共和国国家主席（当時）の講演会を開催するに際して、参加を希望する学生に各人の学籍番号、氏名、住所および電話番号（以下、「本件情報」という。）を記入させた名簿（以下、「本件名簿」という。）を、警備の必要性から要請を受けていた警視庁に、学生の同意を得ることなく提出したことに対して、学生が大学に対してプライバシー侵害を理由に損害賠償を求めた、いわゆる「江沢民講演会参加者名簿提出事件」において、最高裁（最判平成15年9月12日）は、本件における憲法上の問題点について、どのような判断を示したか、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて説明しなさい。

第2問（刑法）

<設例>

- ① Xは、Aを殺害しようとして、室内にいるAに向けて発砲したところ、
- ② 現実には、鏡に映ったAの像に向けて発砲しており、発射された弾丸は鏡を破壊し、Aには当たらなかった。

問1 上記設例におけるXの罪責について、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問2 上記設例の②を「発射された弾丸は、Aをかすめただけで、Aには当たらず、ちょうどそのときたまたま部屋に飛び込んできた意外のBに当たって、Bが死亡した。」と変えた場合におけるXの罪責について、判例の立場からどのように結論づけられるか、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問3 上記問2の場合におけるXの罪責について、判例を批判する立場からどのように結論づけられるか、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問4 上記の判例の立場と判例を批判する立場の相違点について、説明しなさい。

第3問（行政法）

〔問題〕 下記のパチンコ店「パラダイス」の営業許可を取り消す処分を争う場合、Xはどのような主張をするべきか。以下に掲げる【事実】、【法律事務所の会議録】、【参考条文】を踏まえて、弁護士乙の立場に立って論じなさい。

【事実】

- (一) Xは、平成15年6月に設立されたパチンコ遊戯場の経営等を業とする株式会社で、Aがオーナー兼代表取締役としてF県F市〇〇においてパチンコ店「パラダイス」を経営してきた。
- (二) 「パラダイス」は、パチンコ店としては立地条件が悪く、来客数も伸び悩んで経営不振が続いていたため、Aは、平成30年5月ころ、600万円の費用をかけて、「パラダイス」のパチンコ遊技機等500台のうちの4機種80台について公安委員会の承認を受けることなく、ロムを改造して大当たりとなる確率を相当程度高くするよう改造した。この改造の結果、一攫千金を狙う客が増え、それまで「パラダイス」に生じていた赤字傾向に一定の改善が見られた。
- (三) F県警察本部警ら部防犯課は、平成31年1月10日「パラダイス」について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」又は「風営法」という。）37条に基づいて立入調査を行い、「パラダイス」に設置された右改造装置を発見した。
- (四) F県公安委員会は、F警察署の上申を受けて、平成31年2月20日に聴聞を開いた。聴聞期日には、被処分者側からは、ロム改造はパチンコ業界で広く行われていること、長期の営業停止となると従業員の生活などの影響が大きいため寛大な処分を求める等の陳述があった。しかし、同年4月3日付で、法26条1項に基づき「パラダイス」に係る営業許可を取り消す旨の処分をした。
- (五) Aは、「パラダイス」の営業許可の取消は納得がいかないとして甲弁護士に訴訟提起を依頼した。

【法律事務所の会議録 会議参加者：甲弁護士と乙弁護士】

甲 「本日は、X会社の案件について処理方針を検討したいと思います。まず、風営法の許可とその取消の仕組みについて調査結果を報告してください。」

乙 「はい、わかりました。風営法3条によれば、同法にいう風俗業を営むには、都道府県公安委員会から「営業所ごとに」許可を取得しなければならず、同法は4条1項で欠格事由（人的な要件）を、法4条2項で営業所の構造基準、場所制限、管理責任者選任にかかる要件（物的な要件）を定めています。そしてその許可は、法8

条による取消処分と法26条による取消処分の対象となります。』

甲 「パラダイスの営業許可の取消は、法26条1項に基づくものですね。」

乙 「そうです。法26条の取消についてですが、風営法は、第12条から第24条において風俗営業者の遵守事項を定めるほか、営業許可取得者に対して様々な行為規制をかけています。そして、法25条により、そうした規制に反する「行為を防止するため必要な指示」を行うことができるとし、法26条により、①営業者等が「当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において」「著しく」「善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき」、または、②「風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは法3条2項の規定に基づき付された〔営業許可の〕条件に違反したとき」には、公安委員会は、営業停止または許可取消しをなしうるとしています。要するに、行為規制違反によって風営法1条の目的が達成されない具体的なおそれが発生したならば、それを除去するため、公安委員会は、法25条や法26条の諸措置をとることができるというわけです。」

甲 「本件では、そもそもロムの改造等が法26条の要件をみたすかも問題ですが、この点はおくとして、仮に要件をみたすとしても、営業許可の取消という厳しい処分をしていますので、これが適法かを争いましょう。ところで営業許可の取消について裁判所はどのように判断していますか。」

乙 「ロムの改造等の事例では改造の内容を問題にすることが多く、それがどの程度悪質かによって判断しているようです。例えば、全パチンコ台の35パーセントのロムを大当たりとなる確率を低くするよう改造し、さらに事務所に設置したパソコンに接続し、遠隔操作により大当たりを任意に客に提供できるような仕組みとした事例では、改造は悪質だと判断され、営業許可の取消処分を適法だとしています。」

甲 「それでは、そのような裁判所の判断を踏まえて、本件での取消処分を検討しておいて下さい。」

乙 「はい、わかりました。」

【参考条文】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

七 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一～五 省略

(営業の停止等)

第26条 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

